

令和7年度茨城県移住セミナー実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度茨城県移住セミナー実施業務委託

2 業務の目的

本業務は、東京圏に住む20代～40代の子育て世帯、夫婦世帯及び単身世帯をメインターゲットとして、本県への移住を検討している方に対し、県内各地域の魅力や住環境及び移住に伴う県内就職先の情報提供を含む相談スペースを設置した移住セミナーを開催することで、セミナー参加者の移住への意欲を高め、本県への移住を促進することを目的とする。

3 業務の内容

東京圏に住む20代～40代の子育て世帯、夫婦世帯及び単身世帯をメインターゲットとして、本県への移住を検討している方を対象に、市町村及び県内企業の相談スペースを設置した移住セミナーを開催すること。

(1) 開催場所

- ・ 東京圏在住の移住検討者にとって、交通アクセスの良い都内セミナールーム等で開催すること。

(2) 実施回数及び開催時期

- ・ 年2回実施すること。（上半期、下半期に各1回）
※開催時期の詳細は県と協議の上、決定すること。

(3) 実施内容

移住セミナーの開催に関し、以下の業務を行うこと。

ア 参加市町村及び出展県内企業の募集等

- ・ 移住セミナーの実施に際し、参加市町村及び出展県内企業の募集、申込受付を行うこと。※参加市町村及び出展県内企業は県と協議の上、決定すること。
- ・ 上記、募集にあたっては、参加市町村及び出展県内企業向けに事前説明会を行うとともに、参加、出展団体の決定に際しては、セミナー実施に向けた説明会を行うこと。
- ・ セミナーの企画、実施においては、県のほか、参加市町村及び出展県内企業とも調整、連携のうえ行うこと。

イ 一般参加者の募集等

- ・ 移住セミナーの実施に際し、一般参加者の募集、申込の受付を行うこと。
- ・ 茨城県オンラインコミュニティ「いばコミ！」(<https://ibaraki-community.commmune.com/view/home>)を利用し、参加者に対しPRを行うこと。
- ・ その他、下記(4)の参加者数を確保するために必要な手段を受託者側で講じること。

ウ 移住セミナー当日の形式

- ・ 上記(1)の会場にて開催すること。
- ・ 参加市町村と一般参加者が気軽に相談できるスペースを設けること。

- ・ 出展県内企業と一般参加者が就職に関する相談を行うことができるスペースを設けること。
 - ・ 一般参加者が複数の市町村相談スペース及び県内企業相談スペースに訪れるよう工夫をし、各団体が一般参加者に対して PR を行うことができる機会をつくること。
- ※市町村相談スペース及び県内企業相談スペースの配置や形式については、会場の広さ及び団体の数を考慮し、県と協議の上、決定すること。

(4) 参加者数

- ・ 参加市町村及び出展県内企業数： 1 回あたり 10 団体（各団体 5 団体）以上
- ・ 一般参加者数： 1 回あたり 30 名程度

4 成果品の納品

以下の項目について記載した、実績報告書を提出すること。

- ・ 参加者名簿
- ・ 移住セミナー当日の工程表
- ・ 当日の様子（写真等を含む）
- ・ 広報の手法及び内容
- ・ アンケートの集計及び分析結果
- ・ その他、事業の実施上受託者が報告すべきもの

5 K P I

- (1) 移住セミナーの一般参加者数を計 60 名程度創出すること。
- (2) オンラインコミュニティへの登録者を 50 名程度創出すること。

6 著作権の取扱い

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、県が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ県の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

7 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、受託者は県と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 当仕様書に定めない事項又は業務履行上発生した疑義については、随時、県と協議を行い、誠実に対応すること。